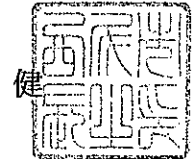


スポーツ施設への自動販売機設置に係る制限付一般競争入札公告

次のとおり自動販売機設置に係る市有財産（土地）の貸付を制限付一般競争入札に付します。

令和8年1月8日

西尾市長 中 村



1 入札物件

(1) 件名

自動販売機設置に係る市有財産の貸付

(2) 貸付物件

（施設名称）所在地	設置場所	貸付面積	設置台数	
（西尾市きららテニスコート） 西尾市吉良町駿馬大手1番地	施設内指令棟付近	2㎡ (幅2m×奥行1m)	1台	計 1台

※1 貸付面積には、回収ボックスを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。

※2 機種は、消費電力15アンペア程度以下のものとします。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 法人にあっては西尾市、岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市又は幸田町のいずれかの区域において、本店、支店又は営業所等の事業所（以下「事業所」という。）を有し、個人にあっては西尾市内に住所を有していること。
- (3) 西尾市外に事業所を有する法人にあっては、自動販売機の設置業務において3年以上の実績を有し、かつ、入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機を国又は地方公共団体の庁舎等に設置した実績があること。